

平成 28 年 11 月 9 日 規程第 28-74 号
改正 平成 30 年 3 月 29 日 規程第 30-36 号
改正 平成 31 年 3 月 25 日 規程第 31-19 号

(目的)

第 1 条 この規程は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号。以下「独法個人情報保護法」という。)第 7 条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)が保有する個人情報の適切な管理に必要な事項を定めることを目的とする。

2 保有個人情報の開示等に関する手続きは、個人情報の開示等に関する規程(規程第 17-8 号)の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号によるほか、独法個人情報保護法第 2 条及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)(以下「番号法」という。)第 2 条の定めるところによる。

(1)「部門・部等」とは、組織規程(規程第 15-3 号)第 5 条から第 10 条により機構に置かれる組織をいう。ただし、同規程第 7 条第 2 項の規定により機構に置かれる組織を除く。

(総括保護管理者)

第 3 条 機構に総括保護管理者を置き、セキュリティ・情報化推進部担当理事をもってあてる。

2 総括保護管理者は、機構における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第 4 条 機構に保護管理者を置き、各部門・部等の長をもってあてる。

2 保護管理者は、各部門・部等における保有個人情報の適切な管理を確保する。

3 保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任にあたる。

(保護担当者)

第 5 条 保有個人情報を扱う各部署に保護担当者を置き、情報セキュリティ規程(規程第 28-73 号)第 10 条に基づき置かれた情報セキュリティ管理者をもってあてる。ただし、保護管理者が保護担当者を指名した場合は、当該者をもってあてる。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各部署における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第 6 条 機構に監査責任者を置き、評価・監査部長をもってあてる。

2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する。

(教育研修)

第 7 条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する役職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する役職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して

必要な教育研修を行う。

- 3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、各部署の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を実施する。
- 4 保護管理者は、当該部門・部等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

(役職員の責務)

第 8 条 役職員は、独法個人情報保護法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(保有の制限)

- 第 9 条 保護管理者は、個人情報を保有するにあたっては、機構の業務を行うために必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
 - 3 利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(適正な取得及び利用目的の明示)

- 第 10 条 役職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 2 役職員は、本人から個人情報を取得するときは、独法個人情報保護法第 4 条各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
 - 3 総括保護管理者は、前項に定める利用目的の明示方法を定める。

(正確性の担保)

第 11 条 保護管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 12 条 役職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(個人番号及び特定個人情報の取扱い)

- 第 13 条 保護管理者は、各部門・部等における個人番号の利用にあたり、その利用範囲を番号法で定める事務の範囲内に限定するよう措置しなければならない。
- 2 役職員は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他の番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。
 - 3 役職員は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他の番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。
 - 4 役職員は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。
 - 5 役職員は、番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号または特定個人情報を提供してはならない。

(アクセス制限)

第 14 条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容（個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度等を考慮した結果を含む）

以下同じ。)に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する役職員の範囲及び権限の内容を、当該役職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない役職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 役職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第 15 条 役職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、役職員は、保護管理者の指示に従い行う。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第 16 条 役職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体の管理等)

第 17 条 役職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要な防護措置を行う。

(廃棄等)

第 18 条 役職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

- 2 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

(情報システムにおける安全の確保等)

第 19 条 総括保護管理者は、独法個人情報保護法及び総務省が定める「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に基づき、保有個人情報の情報システムにおける安全の確保等並びに保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域の安全管理に関する基準を定める。

(保有個人情報の提供)

第 20 条 保護管理者は、独法個人情報保護法第 9 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。

- 2 保護管理者は、独法個人情報保護法第 9 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、独法個人情報保護法第 9 条第 2 項第 3 号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前 2 項に規定する措置を講ずる。

(業務の委託等)

- 第 21 条 調達部長は、保護管理者が保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託等する場合に、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。
- 2 調達部長は、前項の場合に、契約書に次の各号に掲げる事項を明記する。
 - (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び本条第 5 項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (5) 委託等終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - 3 保護管理者は、委託等先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。
 - 4 保護管理者は、委託等する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託等先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認する。
 - 5 調達部長は、委託等先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託等される場合には、委託先に本条第 2 項及び第 3 項の措置を講じさせるとともに、再委託等される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託等先を通じて又は委託元自らが本条第 4 項の措置を実施するものとし、保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託等先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
 - 6 調達部長は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報の取扱いに関する事項を明記する。
 - 7 保護管理者は、保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

(事案の報告及び再発防止措置)

- 第 22 条 役職員は、保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告しなければならない。
- 2 保護管理者は、前項の報告を受けた場合、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の LAN ケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（役職員に行わせることを含む。）ものとする。
 - 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
 - 4 総括保護管理者は、前項に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告する。
 - 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、機構を所管する行政機関に対し、速やかに情報提供を行う。
 - 6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(公表等)

第 23 条 保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、関係部署と連携して、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずる。

2 総括保護管理者は、前項により公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省行政管理局に情報提供を行う。

(監査)

第 24 条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、本規程第 3 条から前条に規定する措置の状況を含む機構における保有個人情報の管理の状況について、監査を実施する。

2 監査責任者は、監査計画を策定する。

3 監査責任者は、状況の変化に応じ、総括保護管理者から計画された以外の監査の実施の指示を受けた場合には、追加の監査計画を定める。

4 監査責任者は、監査結果を監査報告書として総括保護管理者に報告する。

(点検)

第 25 条 保護管理者は、各部署に置ける保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、見直し等を行うとともに、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び改善)

第 26 条 総括保護管理者は、監査報告書及び点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価した上で指摘事項に対する改善計画等の策定等を保護管理者に指示する。

2 保護管理者は、前項に基づき指示されたことについて、改善計画等を策定し、措置結果及び改善計画等を総括保護管理者に報告する。

(行政機関との連携)

第 27 条 機構は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定) 4 を踏まえ、機構を所管する行政機関と緊密に連携して、保有個人情報の適切な管理を行う。

(委任等)

第 28 条 総括保護管理者は、本規定に基づき行う業務の一部をセキュリティ・情報化推進部長に委任することができる。

2 セキュリティ・情報化推進部長は、本規程の実施について必要な事項を定めることができる。

附 則

この規程は平成 28 年 11 月 9 日に施行し、平成 28 年 11 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 30 年 3 月 29 日 規程第 30-36 号)

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 25 日 規程第 31-19 号)

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。